

令和 8 年 第 3 回 時津町教育委員会の会議				
招集年月日	令和 8 年 3 月 2 5 日（水）			
招集の場所	時津町役場 本庁舎 5 階第 3 会議室			
開・閉議日時及び宣言	開 議	令和 8 年 3 月 2 5 日（水）午後 1 時 3 0 分		
	閉 議	令和 8 年 3 月 2 5 日（水）午後 2 時 4 6 分		
出欠委員の氏名 出席 4 名 欠席 1 名	職 名	氏 名	出 席	欠 席
	教育長職務代理者	宮原 克也		○
	委 員	天田 明香	○	
	委 員	峯 隆三	○	
	委 員	渡海 富美	○	
	教育長	相川 節子	○	
事務局出席者	教育次長	岡 由紀子	社会教育課長	大工園徳隆
	教育総務課長	廣瀬 淳哉	教育総務課主事	北原 泰道
	学校教育相談員	川久保真由美		
備 考				

会 議 日 程

開会・開議

日程第 1 会議録の承認について（令和 8 年第 2 回）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 4 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について

日程第 4 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）

議案第 9 号 時津町立小中学校評議員の委嘱について

議案第 10 号 時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則

議案第 11 号 時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則

議案第 12 号 時津町教育委員会補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示

議案第 13 号 B & G 海洋センター専門員の設置等に関する要綱

議案第 14 号 コスモス会館専門員の設置等に関する要綱

議案第 15 号 令和 8 年度時津町教育委員会の目標について

議案第 16 号 時津町教育委員会事務局職員の人事について

閉議・閉会

○ 相川教育長

ただいまの出席委員は4名です。定足数に達しており、委員会は成立しておりますので、令和8年第3回時津町教育委員会の会議を開会いたします。

日程第1 会議録の承認について（令和8年第2回）

○ 相川教育長

日程第1、会議録の承認について（令和8年第2回）の件を議題といたします。

会議録につきましては、事前に皆さまのお手元に届けてあると思いますので、直ちに質疑に入りたいと思います。

会議録の内容につきまして、ご質問などありませんか。

（「なし。」と呼ぶ声あり）

無いようですので、令和8年第2回の会議録を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、会議録の承認について（令和8年第2回）を承認することに決しました。

日程第2 教育長報告

○ 相川教育長

続きまして、日程第2、教育長報告を行います。

令和8年2月24日から令和8年3月25日までの行事等への参加について、ご報告いたします。

（別紙教育長報告に基づいて報告）

ただいまの報告に対し、ご質疑等はありませんか。

無いようですので、これで教育長報告を終了します。

**日程第 3 報告第 4 号 教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学
について**

○ 相川教育長

続きまして、日程第 3、報告第 4 号、教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学についての報告を受けたいと思います。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

本件について、事務局の説明を求めます。

なお、報告案件は審議を行いませんので質疑のみ行います。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。これより解除します。

**日程第 4 議案第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（教育上
特別の配慮を要する児童生徒の就学について）**

○ 相川教育長

続きまして、日程第 4、議案の審議を行います。

議案第 7 号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。

議案 7 号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

**日程第4 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて（教育上
特別の配慮を要する児童生徒の就学について）**

○ 相川教育長

続きまして、議案第8号、専決処分の承認を求めることについて（教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学について）の件を議題とします。

お諮りします。本件は、秘密会で議事進行を図りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。従って、本案は秘密会で議事進行することに決しました。
議案8号について、事務局の説明を求めます。

【秘密会により非公開】

お諮りします。これより、秘密会を解除したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。これより解除します。

日程第4 議案第9号 時津町立小中学校評議員の委嘱について

○ 相川教育長

続きまして、議案第9号、時津町立小中学校評議員の委嘱についての件を議題とします。
議案第9号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第 9 号、時津町立小中学校評議員の委嘱についてご説明いたします。

時津町立小中学校管理規則 17 条の 3 第 3 項に基づき、令和 8 年度時津町立小中学校評議員について、本議案を提出するものです。

資料の一覧表をご覧ください。時津町立小中学校 6 校のうち 5 校が学校運営協議会に移行しており、学校評議員が残っているのは時津中学校だけとなっております。時津中学校の評議委員は、4 名。全員継続となっており、任期は 1 年間です。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 峰教育委員

なぜ、時津中学校は移行していないのですか。

○ 廣瀬教育総務課長

教育振興基本計画では、移行目標を令和 12 年度としており、順次進めているところです。

○ 峰教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 9 号は、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 9 号、時津町立小中学校評議員の委嘱についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 10 号 時津町学校運営協議会規則の一部を改正する 規則

○ 相川教育長

続きまして、議案第 10 号、時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

議案第 10 号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第 10 号、時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別法の改正を受け、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が令和 8 年 4 月 1 日に改正されます。これにより公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に「業務量管理・健康確保の措置の実施」が追加されるため、時津町学校運営協議会規則について所要の改正を行うものです。

内容としましては、時津町学校運営協議会規則第 4 条第 1 項第 1 号の次に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 7 条第 1 項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関すること。」を追加し、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げます。

以上で、議案の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 10 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 10 号、時津町学校運営協議会規則の一部を改正する規則の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 11 号 時津町立小中学校管理規則の一部を改正する 規則について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 11 号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則についての件を議題とします。

議案第 11 号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第 11 号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別法の改正を受け、学校教育法が令和 8 年 4 月 1 日に改正されることにより、幼稚園、小学校、中学校等について、児童等の教育をつかさどるとともに、学校の教育活動に関し教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」を置くことができるとされたため、時津町立小中学校管理規則について所要の改正を行うものです。主務教諭の役割につきましては、主務教諭は、児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。とされています。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 渡海教育委員

「主務教諭」を置かれる前は、こういった立場の人が職務を執り行っていたのですか。

○ 廣瀬教育総務課長

まったく新しい職務です。

○ 峯教育委員

子どもたちに教えるといったことはしないのですか。

○ 廣瀬教育総務課長

教諭その他の職員間における総合的な調整を行うこととなっています。

○ 峯教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 11 号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 11 号、時津町立小中学校管理規則の一部を改正する規則についての件は、原案どおり可決されました。

日程第 4 議案第 12 号 時津町教育委員会事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 12 号、時津町教育委員会事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についての件を議題とします。

議案第 12 号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第 12 号、時津町教育委員会事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

時津町教育委員会事務補助員の 1 週間あたりの勤務時間について、現行の勤務時間の外に、新たな勤務時間を追加するため、要綱の改正を行うものです。現行の 1 週間あたり 35 時間に、1 週間あたり 31 時間を加えるものです。

以上で説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 12 号は、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 12 号、時津町教育委員会事務補助員の設置等に関する要綱の一部を改正する告示についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 13 号 B & G 海洋センター専門員の設置等に関する 要綱を制定する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第 13 号、B & G 海洋センター専門員の設置等に関する要綱を制定する告示の件を議題とします。

議案第 13 号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第 13 号、B & G 海洋センター専門員の設置等に関する要綱を制定する告示についてご説明いたします。

B & G 海洋センターの所長は社会教育課長が兼務となりますので、B & G 海洋センターにおける事務執行の効率化及び専門性の向上を図るため、B & G 海洋センター専門員を新たに設置し、常駐とするものです。適用は、令和 8 年 4 月 1 日からです。

以上で、説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 13 号は、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 13 号、時津町教育委員会事務補助員の設置等に関する要綱を制定する告示についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 14 号 コスモス会館専門員の設置等に関する要綱を 制定する告示

○ 相川教育長

続きまして、議案第 14 号、コスモス会館専門員の設置等に関する要綱を制定する告示の件を議題とします。

議案第 14 号について、事務局の説明を求めます。

○ 大工園社会教育課長

議案第 14 号、コスモス会館専門員の設置等に関する要綱を制定する告示についてご説明いたします。

コスモス会館館長は、指定管理者である教育振興公社事務局長の岡次長が兼務することになりますので、コスモス会館における事務執行の効率化及び専門性の向上を図るため、コスモス会館専門員を設置し常勤とするものです。

以上で、議案の説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 14 号は、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 14 号、コスモス会館専門員の設置等に関する要綱を制定する告示についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 15 号 令和 8 年度時津町教育委員会の目標 について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 15 号、令和 8 年度時津町教育委員会の目標についての件を議題とします。

議案第 15 号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第15号、令和8年度時津町教育委員会の目標についてご説明いたします。

教育総務課の目標では、2 学びを支える質の高い教育環境の整備(1)教職員の資質向上①を「学力向上委員会の開催や、教職員の学び方の向上に資する「時津町版AAR型個人研究」を実施することで互いに磨き高めあう「学び続ける教職員集団」を築き、教職員の資質・能力の向上に努めます。」と見直し、「⑥令和8年度から「時津町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、教育職員の業務の適正管理及び健康確保を図ることにより、教育職員の長時間勤務の是正及びワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、学校・教育委員会・保護者・地域が一体となって教育の質の向上及び持続可能な教育活動を目指します。」を追加します。3 将来を豊かに生きる力の基礎を培う学校教育の推進の④を「令和8年度から導入する外国人講師との1対1によるオンライン英会話授業をはじめ、外国語指導助手、地域の人材及び長崎外国語大学との包括的連携を生かして、実際に英語を用いてコミュニケーションを図る資質・能力の向上及び国際理解の推進により、グローバル社会で活躍できる人材育成に取り組みます。」と見直しました。(2) 豊かな心の育成の②を「いじめや差別、偏見をなくすため、道徳科や心を見つめる教育週間、人権週間等を中心に学校教育活動全体を通じて人権意識を向上するための人権教育を推進します。」と見直しました。(3) 健やかな体の育成の③を「学校給食について、栄養バランスの整った給食を提供するため、小学校においては国の交付金及び町費で全額を賄い、中学校においては物価高騰に伴う給食食材の増額に対し、保護者に経済的負担をかけないように給食食材への臨時的な補助を継続します。」と見直しました。(6) 学校・家庭・地域等との連携・協働の推進の②を「町立中学校における休日の文化部活動は、令和8年度より新たな地域クラブ活動として始動します。今後の平日も含めた地域展開については、「時津町地域文化部活動改革検討委員会」の場で協議を行いながら、検討・準備を進めていきます。」と見直しました。

○ 大工園社会教育課長

社会教育課の目標では、1 学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育力向上の推進(1) 家庭教育支援の推進の①を「地域と連携し、「エンジョイ！パパ・ママ事業」を通して、参加者の交流や学びの機会の充実を支援し、家庭教育力向上を図ります。」②を「PTAをはじめとする関係機関と連携し「ながさきファミリープログラム」や「長崎県メディア安全指導員」を活用した家庭教育支援事業を実施し、家庭教育力の向上を図ります。」と見直しました。(2) 青少年健全育成の充実の②を「子どもが安心して過ごせる居場所を確保するため、地域住民や学校と協働し、地域子ども教室の実施・充実を積極的に支援し、子どもの居場所づくりを推進します。」と見直し、2を「生涯にわたり誰もが学び、活躍できる環境づくりの推進」に見直し、(1) 生涯学習活動の推進の①を「豊かな郷土を築くための道しるべである「五つのしおり」を推進します。」と見直し、3を「時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進」に見直し、(2) 歴史・伝統の保存、継承に「③郷土芸能団体が出演する場を設け、保存、継承を支援します。」を追加しました。

○ 廣瀬教育総務課長

教育総務課関係の目指す成果指標令和7年度実績について説明いたします。

1. 確かな学力の向上の家庭学習時間の取組の小学5年生の1時間未満の割合及び中学2年生の2時間未満の割合につきましては、令和7年度の目標値が、小学校5年生48.0%、中学校2年生65.0%にもかかわらず、令和7年度の実績が、小学校5年生55.8%、中学校2年生81.8%と令和7年度の目標とかけ離れた数値となっています。3. 健やかな体の育成の朝ご飯を毎日食べる生徒の割合では、令和7年度の目標値が、97.0%ですが、令和7年度の実績は、84.0%と低くなっています。4. 学習の機会均等の確保の児童生徒の不登校の割合につきましては、現在集計中でありますので次回の教育委員会でお知らせいたします。以上教育総務課の説明を終わります。

○ 大工園社会教育課長

社会教育課関係の目指す成果指標令和7年度実績について説明いたします。

Ⅲ 学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進の1. 家庭教育支援の推進の各小学校PTAによる「ながさきファミリープログラム」を活用した家庭教育講座の実施につきましては、令和7年度の目標値を6回と掲げましたが、令和7年度の実績は、3回でした。2. 青少年健全育成の充実の子ども会加入率につきましては、令和7年度の目標値を50.0%としていましたが、令和7年度の実績は、46.1%でした。Ⅳ生涯を通じて続けることができる環境づくりの推進1. 生涯学習活動の推進の公民館講座の満足度の割合につきましては、令和7年度の目標値を100.0%としていましたが、令和7年度の実績は、94.0%でした。西彼杵郡人権教育研究大会参加者数（時津町）につきましては、令和7年度の目標値を130人としていましたが、令和7年度の実績は、170人と40人越えて目標達成できました。Ⅴ 郷土を愛し、健康な生活を育むための文化・スポーツ活動の推進の1. 歴史、伝統の保存・継承の文化財保護審議会の開催は、令和7年度目標どおり3回を達成することができました。2. 芸術・文化の振興の文化協会加入者は、令和7年度の目標値が270人、令和7年度の実績は、295人と目標達成しています。3. 生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進の（2）生涯にわたって健康を維持するためのライフステージに応じた各種健康スポーツ教室の開催（海洋性スポーツを除く）の幼児を対象としたスポーツ教室・事業の参加者数は、令和7年度の目標値を100人としていましたが、令和7年度の実績は、41人と半数以下となっています。少年を対象としたスポーツ教室・事業の参加者数は、令和7年度の目標値を400人に対し令和7年度の実績は、476人と目標を達成しています。成人及び高齢者を対象としたスポーツ教室・事業の令和7年度実績は集計中です。以上で説明を終わります。

○ 廣瀬教育総務課長

教育総務課関連の令和８年度目標について説明いたします。

Ⅰ 主体的に未来を切り拓く基礎を培う学校教育の推進の１．確かな学力の向上の全国学力学習状況調査「課題に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたか」につて小学校６年生の令和８年度目標を８０．０％、中学校３年生の令和８年度目標を８０．０％に掲げました。また、中学校３年生【英語科】Ｒ５年時点 CEFRA１（英検３級）相当以上該当者率を６０．０％まで引き上げていきたいと思っています。４．学習の機会均等の確保では、不登校の割合（小学校）の令和８年度目標を１．６％、不登校の割合（中学校）の令和８年度目標を６．２％、６．学校・家庭・地域等との連携・協働の推進のコミュニティ・スクールの拡大は、令和８年度の目標を５校とし、令和１２年度には６校全校としています。以上で教育総務課関連の令和８年度目標の説明を終わります。

○

○ 大工園社会教育課長

社会教育課関連の令和８年度目標について説明いたします。

Ⅲ 学校・家庭・地域が連携・協働する地域づくりの推進の１．家庭教育支援の推進の「ながさきファミリープログラム」を活用した家庭教育講座の実施の令和８年度目標では６回を目指します。２．青少年健全育成の充実の子どもの居場所づくり事業実施数の令和８年度目標を４事業とします。Ⅳ生涯にわたり誰もが学び活躍できる環境づくりの推進１．生涯学習活動の推進の４館（時津公民館、コスモス会館、東部・北部コミュニティーセンター）の定期使用団体の育成の令和８年度目標を１７０団体とします。Ⅴ時代に合わせたスポーツ・文化・芸術活動の推進の２．歴史、文化財の保存・継承の羊土芸能団体活動回数の令和８年度目標を１５回目指します。茶屋（本陣）の利用者の令和８年度目標を３，５００人とします。

以上社会教育課関連の令和８年度目標についての説明を終わります。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

○ 天田教育委員

CEFRA1（英検３級）相当以上該当者とは、テスト等があるのですか。

○ 相川教育長

国の学力テストと県の学力テストの点数を全国平均と比べてわかるようです。

○ 天田教育委員

わかりました。

○ 相川教育長

他にご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 15 号は、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 15 号、令和 8 年度時津町教育委員会の目標についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 16 号 時津町教育委員会事務局職員の人事 について

○ 相川教育長

続きまして、議案第 16 号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件を議題とします。

議案第 16 号について、事務局の説明を求めます。

○ 廣瀬教育総務課長

議案第 16 号、時津町教育委員会事務局職員の人事についてご説明いたします。

須賀野教育総務課教育専門官が、令和 8 年 3 月 31 日付で退職し、茂木中学校校長に就任されます。鳴北中学校教頭の小森 わかな（こもり わかな）さんが、教育総務課教育専門官として、高齢者支援課主査の流川 彩香（ながれかわ つやか）さんが教育総務課係長として、高齢者支援課参事兼係長の若杉 幸治（わかすぎ こうじ）さんが社会教育課課長補佐として、福祉課主任の宮崎 公美鼓（みやざき くみこ）さんが社会教育課主任として、国保・健康増進課主事の宮上 竜二（みやがみ りゅうじ）さんが社会教育課主事として、新規採用の田中 千晴（たなか ちはる）さんが社会教育課主事として、社会教育課公民館長の太石 三幸（おおいし みゆき）さんが社会教育課専門幹として、教育振興公社北部コミュニティセンター所長の菊野 一郎（きくの いちろう）さんが社会教育課専門幹として異動されます。

また、町長部局へ社会教育課課長補佐の小瀬 博史（こせ ひろし）さんが戦略推進課課長補佐として、教育総務課主任の齋藤 堯仁（さいとう たかひと）さんが福祉課主査として、社会教育課主事の水町 舞愛（みずまち まな）さんが国保・健康増進課主事として出向されます。社会教育課係長の齋藤 健（さいとう けん）さんが選挙管理委員会係長とし

て選挙管理委員会へ出向となります。社会教育課主査の尾崎 美幸（おざき みゆき）さんが議会事務局係長として議会事務局へ出向となります。以上です。

○ 相川教育長

本案について、ご質問等はありませんか。

無いようですので、これで質疑を終了します。

直ちに採決します。

議案第 16 号は、原案のとおり決することにご意義ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

ご異議なしと認めます。

従いまして、議案第 16 号、時津町教育委員会事務局職員の人事についての件は、原案のとおり可決されました。

○ 相川教育長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これを持ちまして、令和 8 年第 3 回時津町教育委員会会議を閉会します。